

## 【2017年11月定例議会一般質問】

2017年12月15日

森脇 久紀

### 1. 核兵器廃絶のため「ヒバクシャ国際署名」に賛同を

まず、核兵器廃絶に向けたとりくみについてうかがいます。

国連で今年7月、核兵器禁止条約が採択されました。またそのために貢献した「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」が、ノーベル平和賞を受賞されました。まさに世界は核兵器禁止・廃絶に向けて大きく動いています。

この動きをさらに前進させるため、ヒロシマ・ナガサキの被爆者の方々が昨年4月、「生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したい」と国際署名をよびかけました。核兵器の廃絶を世界に訴える「ヒバクシャ国際署名」に、知事も賛同の意を表明されてはいかがでしょうか。おうかがいします。

### 2. オスプレイの飛行問題

次は、オスプレイの飛行問題です。11月25日午後、岡山県浅口市の上空でオスプレイの飛行があったと、先週の山陽新聞が報道しています。それによると、オスプレイ飛行の情報は中国四国防衛局から県に寄せられていたにもかかわらず、県として公表していないということでした。今後は、飛行目的やルートなどの提供を求めるとともに、少なくとも鳥取県のように、防衛局からの情報を県のホームページに掲載するべきだと思いますがいかがでしょうか。

また、オスプレイは国内外で不時着や墜落事故を繰り返しています。安全に対する不安が大きいオスプレイを岡山上空、特に住宅地の上などを飛行することはやめるよう防衛省および米軍に求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。あわせて知事にうかがいます。

### 3. 里山の破壊をともなうメガソーラーの建設

次は、以前にもとりあげましたが、大規模な開発をともなうメガソーラーの建設が、県内でも住環境や自然環境に大きな影響をもたらしている問題について質問します。

まず、森林法による「林地開発許可」というのは、どのような背景があつてできたものなのでしょう。

林地開発の許可要件のひとつに「環境保全」というのがあります。ひとことで「環境」と言ってもたいへん幅広いものです。県が許可を与える際に考慮する「環境」とは、どのような内容なのでしょう。

木々の緑で覆われたのどかな里山が、ある日を境に樹木が伐採され、地肌がむき出しになる、やがて真っ黒なソーラーパネルで覆われる、その近くで生活する人々は、少なくとも太陽光パネルの耐用年数とされる20年くらいは、生活環境でも、精神面でも、大きな負荷・苦痛を受けることとなります。耐用年数を経た後はどうなるのか定かではありません。林地開発の審査では、このような問題をどう考えることとなりますか。以上3点、農林水産部長にうかがいます。

そもそも再生可能エネルギーは、地球温暖化防止対策として、さらに原発に代わる、安全・安心、環境にやさしいエネルギーを確保するために、一気に注目されることとなりました。その普及・拡大のために、住民の生活環境や防災対策が犠牲にされたり、住民に安全で豊かな暮らしをもたらしてきた里山や自然を壊してしまうことが、適切・賢明な判断なのでしょう。知事のご見解をうかがいます。

県は、太陽光発電は「排ガスも排水も出ない」として、環境アセスメントの対象からはずしてしまいました。しかし、大規模開発を伴うメガソーラーの建設というのは、大規模開発そのものが環境に大きな影響を及ぼします。以前にもお尋ねしましたが、県内でも、全国的にもさまざまな問題が生じていることをふまえ、少なくとも一定規模以上の開発をともなう太陽光発電所の建設には環境アセスを義務付けるよう改めるべきだと考えます。また、アセスいかにかわらず、住環境や自然環境に深刻な影響を及ぼす可能性がある場合は認めないことを県の方針として明確に示すべきだと思います。あわせて知事にうかがいます。

#### 4、障害のある人々の仕事と暮らしについて

次に、障害のある人々の仕事と暮らしについてうかがいます。

まず、就労継続支援A型事業所の閉鎖、障害者の大量解雇問題に対し、県では、倉敷市や国など関係機関と連携し、解雇された利用者の再就職支援、すべてのA型事業所に対する指導やセミナー開催などにとりくまれました。一連の迅速な対応には敬意を表するものです。

9月議会でわが党の須増議員は、いわゆる「悪しきA型」を許さないとりくみとして、事業所指定のあり方、監査のあり方の改善を求めました。今回のような事態を二度と起こさないために、しっかり検証し教訓を引き出す必要があると思います。新たに検討していることがあればお知らせください。「悪しきA型」と疑われる事業所が現時点でも存在しており、これに対しどのように対応しているのでしょうか。

2日付の毎日新聞で、厚生労働省が事業所を指定した自治体に求めているA型事業所の財務状況等の公開が、岡山県ではおこなわれていないことが報じられています。利用者の立場に立ち、スピード感をもっておこなっていただきたいと思いますが、この件もあわせて3点、保健福祉部長のご見解をうかがいます。

利用者の立場でがんばっている事業所をしっかりと支援することも重要です。生産活動で得た収益で最低賃金を上回る賃金を支払うと、多くの事業所で赤字になっているとのことですが、これは賃金が払えるだけの仕事が確保されていないということだと思います。事業所の仕事の確保に対する支援について、どのように考えておられるでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

次に、障害者の就労支援について、A型事業所の対象者は「雇用契約に基づく就労が可能である者」とされていますので、一定水準の力が必要ということだと思います。事業所を選択する際、A型かB型か、その人に応じた適切な判断ができるよう相談支援がされているでしょうか。

一般就労可能な方は一般就労できるよう、ハローワーク等とも連携した支援が必要だと思います。県としてもジョブサポーターを配置するなど、企業等の理解も促しながら一般就労を増やし、継続させる支援をさらに充実させる必要があると思いますがいかがでしょうか。以上2点、あわせて保健福祉部長にうかがいます。

この項最後に、障害のある方の日常生活支援についてうかがいます。高齢の親が障害のあるわが子を介護するケースが増えており、家族介護の軽減、障害者の生活の場の確保が求められます。日中生活の場としての生活介護のニーズは非常に高いように見受けられます。さらにグループホームや入所施設もまだ不足していると思います。現在「第5期障害福祉計画」を策定中ですが、従来を上回るとりくみが必要ではないでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

## 5. 難病のある方への支援

次に、難病のある方への支援についてうかがいます。

「難病法」にもとづく新たな医療費助成制度のもとで、従来の制度で認定を受けていた方々に対する経過措置が12月末で終了し、来年1月から医療費負担が増えることについて、私どものところにも相談がよせられています。生涯にわたって治療が必要な難病患者にとって、医療費の自己負担が大きくなることは、希望を失うことに等しいものです。高額な負担に耐えきれずに治療や薬を中断するという事態を絶対生じさせてはなりません。県としても、患者や家族の実態を掌握し、厳しい状況があれば制度見直しに反映させるよう国に伝える必要があるのではないのでしょうか。

新しい医療費助成制度のもとで、「指定難病」は330疾病へと広がりました。一方、医学的に治りにくく、研究や新薬開発の光が当たりづらい希少・難治性疾患で、国内において現在わかっている疾患は500~600もあるといわれています。いわゆる難病とされる疾病はすべて医療費助成の対象にすること、小児慢性特定疾病医療費助成の対象者は成人になっても助成を受けられる仕組みにすることなど、国に求めるべきではないでしょうか。あわせて保健福祉部長にうかがいます。

この項最後は就職と日常生活の支援についてです。難病になっても、必要な時期は治療に専念でき、体調が落ち着けば仕事に復帰できるための支援や再就職支援のためには、障害者の就労支援と同様、企業と患者をつなぐジョブサポーターの拡充が不可欠ではないでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。また県職員ががんや難病にかかった場合の支援について、総務部長にうかがいます。

## 6、中小企業・小規模事業者への支援

次に、中小企業・小規模事業者への支援策についてです。

日本共産党県議団はこの11月から、県下の小規模事業所にアンケート用紙をとどけ、実態を掌握する活動にとりこんでいます。回答をみますと、売り上げも収益も、5年前に比べ「減っている」か「変わらない」との回答が大多数です。色々なデータで示されているように国民の所得が落ち込んでいることが最大の原因だと思います。消費税の増税の中止、社会保障分野の負担軽減、「能力に応じた負担」を原則にした税制改革などが必要です。これら国民の所得を増やす改革をおこなうよう国に強く求めるべきだと思いますが、知事にうかがいます。

建設業については、多くは下請けで仕事をし、3割の事業者が元請会社との関係で「不当と感じたことがある」との回答がありました。県として、公共事業を発注する相手方に対し、仕事の一部を下請けに出す場合、事業をおこなう地元の事業者が発注すること、下請けの末端まで、正当な価格で発注することなど、監督・指導する必要があると思います。そのことを確実にこなうためにも、公契約条例の策定が必要だと思います。知事のご見解をうかがいます。

小売業では、大多数の事業者で売り上げも、収益も「減少している」との回答でした。地域の小売店は、児童生徒の見守り活動はじめ、地域の諸活動に大きな貢献をしてくださっています。地域に根ざしてがんばる小売業を支えるため、県の出先、学校や警察も含めて、必要な物品はできるだけ地元商店で購入するなど工夫ができませんでしょうか。出納局長にうかがいます。

この項最後に、中小企業・小規模事業者の防災対策についてうかがいます。県内には約5万5千の中小企業・小規模事業者がありますが、これらのBCPの策定状況など災害対策の進捗状況はいかがでしょう。産業労働部長にうかがいます。

県は、中小企業等を、「県経済の成長や雇用の受け皿のみならず、地域の生活基盤として、また、文化や地域活動の担い手として、地域社会に貢献している本県発展の屋台骨」と位置付け、各種施策にとりくんでおられます。まさに、中小企業は単なる私企業でなく、地域の発展、人々の暮らしに欠かせない存在です。中小企業のそういう性格を考えると、防災対策についても事業者だけに委ねるのではなく、十分な対策がおこなわれるよう県としてもハード・ソフト両面で一定の支援を行うべきだと考えますがいかがでしょうか。知事にうかがいます。

## 7. 人事院勧告と公務員給与

最後に、人事院勧告と公務員給与についてうかがいます。

先日、県内で、人事院勧告を無視して職員の給与を上げない市があるというお話をききました。そこには市長の強い意向が働いているとのこと。ご存知のとおり、一般職の地方公務員は、労働基本権に一定の制約があるため、その代償措置として人事院勧告や県の人事委員会勧告により、国や民間に準拠して決定されています。したがって、基本的には勧告を尊重するべきだと私は理解しています。

しかし、県でもしばらく職員給与の独自カットがあったように、自治体によっては様々な事情で引き上げが困難な場合もあるでしょう。その時でも、あくまでも人事院勧告を尊重し、対等な立場で職員団体等と交渉したうえで決めるべきであって、当局提案の段階から人勧を無視したり、実施に条件をつけるというのは問題があるのではないのでしょうか。県民生活部長にうかがいます。

また、県が財政構造改革プランの取組として職員給与の独自カットをおこなっていた時は、どのようにされていたでしょうか、総務部長にうかがいます。

(知事)

日本共産党の森協議員の質問にお答えいたします。

まず、「ヒバクシャ国際署名」についてのご質問ですが、この署名は、核兵器を廃絶して、世界の恒久平和を目指すものであると承知しており、その最終目的の意味するところは、人類共通の願いに他ならないものと認識しているところであります。

次に、オスプレイの飛行についてのご質問ですが、岩国基地におけるオスプレイの離着陸情報の公表については、国が判断して実施するべきものと考えております。

また、これまでも国に対し、中国地方知事会や全国知事会と連携して、住宅地域等において米軍機の低空飛行が行われないよう要請してきたところであります。

(農林水産部長)

メガソーラー等についてのご質問であります。

林地開発についてであります。この制度は、高度経済成長期に、土地開発が急増し、無秩序な開発行為が行われたことを背景に、森林の適正な利用を目的として、設けられたものであり、許可の際に考慮する「環境」とは、騒音、粉じん、風害の防止などの森林の有する公益的機能とされております。

また、林地開発許可にあたっては、環境の保全のほか、災害や水害の防止、水源の涵養といった観点から審査を行い、お話の近隣住民の生活環境等への影響や、耐用年数を経た後の問題については、審査項目とはされておきませんが、地元住民の理解を得て円滑な事業実施が図られるよう、本件では、事業者に対して地元説明会の開催や同意書の取得を指導するとともに、メガソーラーに関する国のガイドラインに示されている撤去費用の確保や実施方法を明らかにするよう求めているところであります。

以上でございます。

(知事)

次に、メガソーラー等についてのご質問であります。

生活環境への影響についてであります。再生可能エネルギーの普及にあたっては、地域と調和した形で導入されることが重要であり、防災・安全対策をはじめ、地域の自然環境や景観などに十分配慮しながら進める必要があると考えております。

次に、環境アセスメントの義務付け等についてであります。太陽光発電事業は、国制度でも対象とされておらず、また、一定規模以上の開発を伴う場合には、関係法に加え、県独自の条例の規制もあることから、現段階では、環境アセスメントの対象とすることは考えていないところであります。

住環境や自然環境に深刻な影響を及ぼす可能性がある事業計画に対しては、国のガイドラインや関係法令等に基づき、国や市町村とも連携しながら、地域住民の生活や環境が脅かされることのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

(保健福祉部長)

まず、障害のある方への支援についてのご質問であります。

就労継続支援A型事業所大量解雇問題についてであります。A型事業所に対しては、利用者への支援と収益活動の両面から適切な指導が必要であると再認識し、収益活動について新たに経営状況の報告を求めたところであり、今後、毎年度、報告を求め、運営の健全化に向けた指導に取り組むこととしております。

また、県所管の経営改善が必要な全ての事業所から計画を提出させ、取組を促しているところであり、必要に応じ、立ち入り検査などにより厳正に対処してまいりたいと存じます。

A型事業所の財務状況等については、現在、県所管の53事業所のうち、22事業所が自らのホームページで公表済みであり、県においても、来年の公表を目指し取り組んでいるところであります。

次に、事業所の仕事の確保に対する支援についてであります。A型事業所の経営改善を進めるためには、仕事を確保し、収益の拡大を図ることが重要であることから、まずは経営者の意識改革のためのセミナーや専門家による経営診断に取り組むとともに、関係部局と連携して商談会への参加を広く呼び掛けるなど、事業所が自ら仕事の確保を進めることができるよう、しっかりと支援してまいりたいと存じます。

次に、事業所選択の支援等についてであります。障害のある人が最適なサービスを選択するためには、サービス利用計画を作成する際のケアマネジメントが重要であることから、先日も就労系サービスの役割に関する研修会を開催するなど、相談支援専門員等の資質向上に努めているところであります。

また、県内企業との意見交換会や啓発セミナーの開催などにより、福祉的就労から一般就労への移行促進を図るとともに、障害者就業・生活支援センターと連携し、障害特性を踏まえた職場定着支援にも取り組んでまいりたいと存じます。

次に、日常生活支援についてであります。第5期障害福祉計画では、障害のある人の地域での生活を支援し、高齢化や重度化に対応した効率的・効果的なサービスを提供するため、地域生活を支援する拠点等の整備について盛り込むよう検討しているところであります。

また、生活介護やグループホームなどの障害福祉サービスについては、その必要見込量やサービス提供体制の確保等について、広域的な観点から市町村の計画との整合性を図るとともに、障害者団体等の意見も聞きながら検討しているところであり、障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるよう、市町村と連携して、障害福祉サービスの充実に取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、難病のある方への支援についてのご質問であります。

医療費助成制度についてであります。経過措置終了後も、軽傷者であっても高額な医療費が継続している場合は助成対象とするほか、世帯の所得状況に応じて医療費の自己負担額に上限を設けるなど、本制度は患者の置かれている状況に配慮したものと考えております。

県としては、本制度の円滑な運用に取り組むとともに、患者交流会等で生の声を聞くなど、実態把握に努めながら、必要に応じて実情を国に伝えてまいりたいと存じます。

医療費助成の対象疾病については、国の検討委員会で、患者数や客観的な判断基準の確立などの指定要件に基づき継続的に審議し、順次対象が拡大されているとこ

ろであり、引き続き国の動きを見守ってまいりたいと存じます。

また、小児慢性特定疾病医療費の支給対象者の成人後の助成については、全国衛生部長会を通じて制度化を国へ要望しているところであります。

次に、就職等のうちジョブサポーターの拡充についてであります。難病のある方の就労支援のため、難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、難病のある方からの就労に関する様々な相談に対応するとともに、必要に応じて企業等に同行するなどの支援を行っているところであります。

さらに、今年度から新たにハローワークの難病患者就職サポーターによる相談会を月1回、同センターで開催しているところであり、今後とも、これらの取組を通じて難病のある方の就労を支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(総務部長)

お答えいたします。

難病のある方への支援についてのご質問であります。

就職等のうち県職員への支援についてであります。職員が治療に専念できるよう、病気休暇・休職制度のほか、共済組合からの手当金の支給、保健師による職員相談などを行っているところであります。

今後とも、こうした制度の周知を図りながら、職員の個別事情を十分把握し、安心して働くことができるよう、必要な配慮に努めてまいりたいと存じます。

(知事)

次に、中小企業等への支援についてのご質問であります。

国民の所得を増やす改革についてであります。国では、中小企業等の設備投資や賃上げを後押しする「生産性革命」などを進めることとしており、国民所得の向上や需要拡大につながることを期待しております。

また、現在、所得税改革をはじめとする税制改正が検討されておりますが、人口減少・超高齢社会を迎え、持続可能な社会保障制度の構築には、安定的な財源の確保が不可欠であり、お話のような国への要請を行うことは考えていないところであります。

次に、公契約条例についてであります。公共工事の発注にあたっては、下請けに出す場合、県内業者を優先的に選定するよう求めるとともに、低入札価格調査制度や下請け契約等に係る相談窓口などにより、取引の適正化に努めているところであります。

このため、現時点で公契約条例の制定までは考えておりませんが、引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと存じます。



(出納局長)

中小企業等への支援についてのご質問であります。

地域の小売業からの物品購入についてであります。県では、少額の備品や消耗品については、予め資格者名簿に登載された事業者から、見積合わせに基づいて随意契約により調達できることといたしております。

県民局や地域事務所では、地元事業者に参加いただきやすい、いわゆるオープンカウンター方式を採用しているか、それ以外の県事務所や学校、警察署においても、名簿登載事業者を対象に、中小事業者に配慮した発注が行われているものと承知しております。

今後とも、公平性、透明性や機会均等の確保に留意しながら、県内中小事業者の受注機会の拡大が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(産業労働部長)

中小企業等への支援についてのご質問であります。

防災対策のうち進捗状況についてであります。県内全ての中小企業・小規模事業者を対象とした調査は実施しておりませんが、昨年12月に岡山経済同友会等が資本金1千万円以上で従業員100人以上の会員企業を対象に実施した調査では、BCP策定済みの県内企業は約3割となっております。

以上でございます。

(知事)

次に、防災対策のうち支援についてであります。県では、中小企業等の防災対策を促進するため、セミナーの開催や専門家派遣によるBCPの策定支援をはじめ、耐震診断への補助や、耐震改修への県融資制度による支援などを行っているところであります。

引き続き、商工会議所・商工会などの支援機関と連携して、こうした取組を推進し、中小企業等の防災力の向上を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

(県民生活部長)

人事院勧告等についてのご質問であります。

勧告の尊重についてであります。現在、勧告どおり改定するか未定の市町村があることは承知しております。

人事院勧告制度等は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、市町村の給与改定についても、国や県における勧告や取り扱いを踏まえ決定するものとされております。

また、国の通知では、給与改定を行うにあたり、厳しい財政状況や給与事情等を十分検討の上、国家公務員等の給与水準を上回っている地方公共団体にとっては、

その適正化を図ることとされており、これからのことを総合的に勘案して決定されるべきと考えております。

以上でございます。

(総務部長)

次に、人事院勧告等についてのご質問であります。

県の独自カットについてであります。財政構造改革期間中においても、ベースとなる給料については、勧告を尊重し改定しており、また、給与カットの内容や期間については、職員団体等と交渉を行い、合意の上、実施したところであります。

以上でございます。

## 再質問

(森脇議員)

再質問したいことはたくさんあるのですが、いくつかに限って再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

核兵器の廃絶に向けた国際署名の知事の認識というのは、非常に立派なものだという風に思いました。今日は再質問しませんけれども、ぜひヒバクシャ団体の方々から要請があれば受けて頂きたいな、と心から思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

続いて、質問はですね、オスプレイの問題について質問致します。ここにパネルを用意させていただきました。お手元にお配りもさせて頂いておりますが、先月発表されたオスプレイの重大事故率、十万飛行時間あたりのクラス A、重大な事故が起こった割合が、沖縄県にオスプレイが配置されて以降、大きく膨れ上がって現在、3.27ということになっております。沖縄県に配備されて以降、1.7倍ということですね。米海兵隊全体の事故率が2.72と比べても非常に大きいと。そういうオスプレイですね。下にはこの間1年あまりに起こった様々な事故について記載しておりますけれども、そういうオスプレイが岡山県の上空を飛ぶという事、私は非常に不安、また危機感を感じる訳ですけれども、国に委ねるだけではなく県民の命と安全を守る立場から、知事の認識を是非お聞きしたいというのが1点です。それと質問は、防衛局から情報が入っている訳ですから、その情報をホームページに記載をして欲しいという質問を致しましたので、それについてお答えを頂きたいと思っております。

続いての質問は、障害者の方々への仕事の支援ということで2枚目のパネルを作りました。パネルを作りましたと言ってもこれは、岡山市のホームページから岡山

市の障害者自立支援協議会と岡山市が作成しているサービスと利用計画の案内、パンフレットから抜粋したものですけれども、福祉制度を利用する場合にですね、相談支援事業所にアドバイスをしてもらって決めていく、というスケジュールなんです。とくに就労支援の場合には自分で作るということも認められておまして、その際には福祉事務所に提出するだけと、いうことになるんですね。で、しっかりとした判断がなされる方が多いと思いますので、自己責任という面もあるのかもしれないけれども、アドバイスが必要な人にはしっかりとしたアドバイスをこの福祉事務所でもするという事や、新規の場合で相談支援事業所と契約をされた方には、相談支援事業所できちんと対応するということが不可欠だと思うんです。ところが、相談支援事業所そのものが手一杯という状況もあります。個々の人員や事業所そのものを増やすという事も含めてですね、適切なアドバイスがなされているのかどうか、そのあたり把握されているのでしょうか。これは保健福祉部長にお尋ねしたいと思います。

先日の山陽新聞の記事なんですけれども、あ、昨日ですね。障害者雇用について岡山県では過去最高の2.52%になったと、全国順位で4位という事で、障害のある人たち、また事業所の人達や支援の関係者の方たち非常に頑張っているな、という事が良く分かると思っております。努力には感謝したいと思うんですけれども、同時にこの記事の中には法定雇用率を達成している企業は55.7%という記述もありました。半分弱の企業がなかなか障害者を雇い入れる状況になっていないということもお分かり頂けると思うんですね。

そのための事業所の悩みや課題をきちんと把握をして、その解決のアドバイスにあたるというのが大事な、そういう役割を果たす人を配置するという事は非常に大事になっていると思いますし、また一旦就職されても短期で辞めるという状況もあるだろうかとおもうんですね。そういう方々を支援するというのが、日常的に活動されるジョブサポーターの人達の役割だと思いますので、ハローワークには配置されている訳なんですけれども県としても、細かな配置を、支援をするという意味で配置をされたらどうかと、いう質問でした。この点について、もう一度保健福祉部長にお願いしたいと思います。

それと、日中生活の場として、生活介護あるいは施設入所、グループホームについてさらに増設が必要じゃないか、という質問をさせて頂きました。岡山県のホームページ、障害者福祉課のホームページを見てみますと、これらの施設の待機者の状況というのが毎月更新されて、掲載されています。で、生活介護というのは非常に多くの人達が待たれていると、これは施設にもよりますし、地域にもよると思うんですけれども、大勢の人達が待機されている状況も見取れます。また、施設入所やグループホームについても同様です。スムーズに入所ができたり、利用ができたり、していくというためには、施設を増やしていくという事が大事になっていると思いますが、「市町村との連携、当事者団体との相談のなかで」と言われましたが、県として待機者解消に向けた計画というのもきちんと持つ必要があるのじゃないかという風に思います。その点保健福祉部長いかがお考えでしょうか。伺いたい

と思います。

最後に林地開発に伴うメガソーラーの設置の問題なんですけれども、環境保全ということでいくつか、ご回答を頂きました。その通りである事は間違いないんですけれども、森林の有する多面的機能の中の一つに、快適環境形成というのがあります。で林地開発の4つのこの基準というのは理解しているんですけれども、環境保全といった時に、多面的な機能として森林が果たしている役割をきちんと踏まえた上で、判断しないとイケない。その一つに快適生活環境形成という事が含まれているという風に思うんですね。その点については審査の対象にならないんでしょうか。ただまあ、その後のご答弁の中で住民の皆さんの生活環境などしっかり意見を聞きながら、またその合意などもとるように指導しながら進めていくという事でしたから、これは大切なことだと思いますけれども、住環境という点では考慮に入らないのか、その点、もう一度農林水産部長の答弁をお願いします。

それとですね、知事の答弁も、農林水産部長の答弁も、これ非常に、私としてはまあまあといったらおかしいんですけども、良かった答弁だなという風に思っているんです。無秩序な開発だとか、適正な利用から踏み外した開発は認めないと、おっしゃるような意味だったと思うんですね。それなら、それだけに、知事あるいは県としてですね、岡山県では今おっしゃられたような、無秩序な、あるいは自然環境を破壊してしまうような建設というのはやめてほしいと、あるいは認めないよ、という事をはっきり示しておく必要があるんじゃないかと。これは後々トラブルにならないためにも、大事な観点かなという風に思うんですね。その点、知事いかがでしょうか。お願い致します。以上です。

(知事)

まず、オスプレイについて。この県民の命と安全を守る立場の人間としてどのように思っているのかということでございます。オスプレイに限らず、飛行機だろうがヘリコプターだろうがドローンだろうが、空中を飛んでる物は失敗すると落ちる訳でありまして、この議場もそうでありますように、自分の頭の上にあるものが落ちてくるといのは、みんな嫌なものでございます。そういうことで最近いろいろ事故があるというオスプレイが、自分たちの上を飛ぶことについてどうなのか、と言われると不安に思われる方がいらっしゃるということも良く理解できます。ただその、オスプレイの任務が何かと、いう事を考えると北朝鮮の問題など周辺状況が大変厳しい中で我々の命と安全を守ってくれている任務についていることをまた、事実でございまして。大変悩ましい所でございまして、ぜひ、しっかり安全運転に務めて頂きたいですし、国に対してはそういったことについて努力をして頂きたい。住民の気持ちに配慮した運用となるよう、アメリカに申し入れてくれていると、了解をいたしておりますけれども、ぜひお願いしたいと考えております。

ホームページに関しては、危機管理監の方からさせます。

(危機管理監)

オスプレイの離着陸情報についてのホームページの掲載についてであります。今、国から得られている離着陸情報というのは、例えば、本日12月15日10時に岩国基地を離陸一機。何時何分に着陸一機。場合によっては横田基地へ向けて飛ぶというその目的地がある程度でありまして、これが例えば岩国から本県の上を通過して行くのか、太平洋の上を通過して行くのか、そういったことも全く分からない。そういった情報が来ております。でこれは先程知事から国へ要望活動しているといった答弁をした中でありましたけれども、県としては中四国各都道府県と連携致しまして、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなど、訓練内容を国の責任において関係自治体や住民に事前に情報提供してくれと、そういった要望をしている中で今言ったような、離陸直陸といった情報だけが国からもたらされております。で、国についてもそれだけの情報を米軍から得られたものについて関係分だけ我々にくれているという状況で、それだけの情報をただホームページに載せるというのは、我々も、それがすべてではありませんし、それが情報としての価値もまだないのではないかと、そういった判断もありまして、今の時点ではホームページへの掲載はしていない、という事でございます。今後も先ほど申し上げましたような、国への要望活動は続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

(保健福祉部長)

再質問にお答えいたします。まず一点目ですけれども、相談支援事業所、こちらの方はなかなか手一杯なんじゃないかと、それをどういう対応をするのかという事と共に、実際に先ほどパネルで示していただいたように、相談支援、就労につなげる際にあなたはA型ですか、B型ですか、というようなことについて相談支援員さんの方でサービス利用等計画を作る中で、設定していくのですが、それがしっかりとできているのかなと、いう所を把握されているのかと、いうのが一点目のご質問でございます。こちらにつきましては、先ほどご答弁させて頂きましたように、まず相談支援専門員の方しっかりと頑張っていらっしゃるという風に理解していますが、なかには一定程度、例えば就労系の仕事の職務の内容とか、あるいは労働法制とかそのあたりについては、少しまだ理解が不十分というようなことも聞きましたので、先日になりますけれども、就労系障害福祉サービス理解促進研修という事で、国の方からも就労支援の専門家という事で厚労省からも呼びまして、あるいは岡山労働局の方からも、講師を呼びましてそういう形での理解促進研修というのをさせて頂いております。これはもう、常日頃の業務としてさせて頂いておりますけれども、質の向上というのを目指して、それで適切なサービスという結果ができるようにということで、県としてもしっかりと支援して参りたいという風に思っております。

2点目が岡山は障害雇用率がすごく高いという所はあるんだけど、まだまだ未達成な企業が半分ほどあると、いう所で、やっぱり障害の方が就労に繋がりやすいようにジョブサポーターというようなものを、こういうのを配置したらどうかという

ようなご質問でございます。

こちらにつきましても、先ほどの答弁でも申し上げましたが、障害者就業生活支援センターこちらに就労支援相談員というのがございまして、先ほど申し上げましたように、必要に応じてその方の条件に応じた就職先という所で一緒に企業まで同行してと、いうようなこともしておりますし、あるいは国の独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構というものがございます。特に岡山障害者職業センターというのがございます。こちらの方はまさに、ジョブコーチ支援事業ということで、これは無料で、受け入れ側の企業側にとって受ける際に、どういう風に工夫したらいいかというようなことを一緒に伴奏してやってくれと、いうような制度もございしますので、こういう制度も活用いただけるように、そのあたりはケアして参りたいという風に思っております。

最後に生活介護という事で、障害者の方も高齢化するという事で、その中で例えば親亡き後の生活をどうするんだと、いう事への不安というのがあると重々承知しております。そのため、まず在宅でいらっしゃる方については、例えばワンストップで地域生活支援拠点というものを、まあこれは各市町村、あるいは各圏域に一つ以上作るという事で、今まさに計画の方改定しております。その中で盛り込もうという風に思っておりますし、さらに言えば、そういう形での面的フォローと共に、各市町村が一番やはり利用者の状況もご存知です。そのニーズというのは市町村が積み上げて今県と全体としての計画を積み上げておりますので、まさに障害者の重度化高齢化あるいは親亡き後を見据えた形での施設の在り方、というのについては計画の中で定めてまいりたいという風に思っております。以上でございます。

(農林水産部長)

再質問にお答えします。森林によって確保された環境、環境の保全という部分に、今生活環境が入っているかということでございます。先ほど答弁させていただきました通り、環境の保全の中には、騒音、粉じん、風害等、森林によって確保されてきた環境という事で、具体的な審査では森林率が一定程度ある事。また、周辺部にも森林が残っている事が審査項目となっております。近隣住民の生活環境の影響という部分については審査項目とはされてませんけれども、本県では地元の同意書を取ってください、ということで、事業者に対して指導をしているところでございます。以上でございます。

(知事)

メガソーラーについては、とにかくメガソーラー自体、太陽光発電事態は、私は将来、必ずやリニューアブルエネルギー、この再生可能エネルギーの主役の一つになると期待を致しております。ただ、まだ黎明期にありまして変換効率も低いですし、採算もあまり正直よくありません。その状態で、乱開発に繋がり水害に繋がり、もしくは環境の破壊につながるという事になれば、何をやっているか分からないということでもありますので、岡山県民の住環境を守る立場として私としてもその開発が

どうなのか、しっかり関心を持って見守りたいと思います。私自身は現在の法令などで守り抜けると思っておりますけれども、もし守れないということでありましたら、そこで新たな対策も考えなければいけないと思います。以上でございます。

## 再々質問

(森協議員)

ありがとうございました。再々質問させていただきます。オスプレイの関係なんですけれども、知事の認識と私の認識、オスプレイの役割という点でも違うと思いますので、そこは議論しても並行線をたどるばかりだと思えますから、議論をしませんけれども、危機管理官の、国からの情報がありますよと。で、鳥取県のホームページを見ますと、いくつか情報、7つか8つ出ているんですけども、そのうち、6つ7つくらいがですね、岩国からどこどこへ飛びますという、離発着の地点が書かれているんですね。確かにルートは書かれていませんけども、岩国から普天間だったらまず岡山の上空を飛ぶことはないと思いますが、岩国から厚木だとか横須賀だとか、西から東に飛ぶ場合。あるいは、厚木から岩国に飛ぶ場合、もしかしたら岡山上空を飛ぶかもしれないと、可能性はあるわけですね。その情報というの、やっぱりルートは分からないけれどもホームページに書く必要があるんじゃないかというのが一点と、あわせてこの情報というの、国から来た情報というのは例えば防災ヘリだとかドクターヘリだとか、警察や消防のヘリも日常飛んでますけども、そういう所への公表というのはどうなんでしょうか。ルートが示されていないから、ということでこれも公表していないんでしょうか。そういう点から考えてもやはり、ホームページに公表するっていうのは大事な事かなという風に思いますが、再度お願いを、再々質問をしたいと思えます。

それと、自然環境を守るという点での知事の姿勢はよく分かりました。現在ある法律で規制されるという事も、おっしゃられたんですけども、まあ、果たして確実にそうなのかという不安はたくさんあります。例えば、土砂災害の防止あるいは水害対策というのは、一定の土木事業を施せばそれで防げますよという認識だと思うんですね。その基準を満たせば、許可しましょうという事にこれまでの開発審査になっていたと思うんですよ。住民のみなさんの合意はもちろん必要なんだけど、住民のみなさんの合意をすべてとらずに、一部分しかとってなくて、ゴーサインが出たところもあるんですね。それが今問題になっているところもいくつか県内にあります。それだけに、自然を守るという、自然にとって有益な太陽光発電だけに、自然を壊すことはダメですよということは、きちんと意思表示をしておいた方が事業者にとっても良いという風に思えます。それで、そういう場所ではない所でやってもらったら良いわけですから。県内にも適地というのはたくさんあると思うんで

すよね。何も住民の皆さんがいるところである必要ないと思うんです。そういう点で県の意味をきちんと示して欲しいと思います。

時間がなくなりましたが、待機児、障害のある方たちの待機児の解消や、就職支援についても力いっぱい頑張ってもらいたいと、いうことだけ要望しておいて終わりたいと思います。ありがとうございました。

（危機管理官）

オスプレイの離着陸情報について、例えば岩国から東へ向けて行くものについてはホームページに載せる必要があるのではないかと、いう事について、先ほど申し上げましたように、国が米軍から得たどれほどの・・・、すべてを得ているとも思えませんし、それが全部岡山県に来ているかというのもしりません。ただ、岩国からどこそこへ飛ばらしいというだけの情報が何件か来た。内容の全く分からないものについて載せるというのは、全部が来ているかどうかというのも含めて県として責任持って発表している、皆さん方にお知らせするという事にはならないといったことを考えて、今得られている情報の段階では県として責任を持った発表ができないと、公表ができないという風に考えておりますので、引き続き国へはこれまで通り、もっと住民に情報提供をきちっとしてください、といったことを続けていきたいと思っております。ホームページについては、まだしばらく、今の対応で行きたいと思っております。それから、他の航空機への影響があるからお知らせするべきではないかということではありますけれども、空路航路の安全については、その方面で必要なことはきちっとされていると思っておりますので、本県からそういった情報を出すということが必要とは思っておりません。以上でございます。